

令和6年（2024年）能登半島地震における 被災者生活再建支援金について

【支援対象】 住家が半壊以上の被害に合われた世帯

※一部市町では、支給額の上乗せや、準半壊・一部損壊世帯への補助も実施しています

【支援内容】 ① 基礎支援金： 住家の被害程度に応じて支援金を支給
最大 100万円

② 加算支援金： 住家の再建方法に応じて支援金を支給
【建設・購入】 最大 200万円
【補修】 最大 100万円
【賃貸（公営住宅を除く）】 最大 50万円

区分	基礎支援金	加算支援金	合計	
全壊(損害割合50%以上) 半壊解体、敷地被害解体 長期避難世帯	100万円	建設・購入 200万円	300万円	(上乗せ)
		補修 100万円	200万円	
		賃貸 50万円	150万円	
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入 200万円	250万円	
		補修 100万円	150万円	
		賃貸 50万円	100万円	
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入 100万円	100万円	
		補修 50万円	50万円	
		賃貸 25万円	25万円	
半壊 (損害割合20%台)	—	建設・購入 100万円	100万円	
		補修 50万円	50万円	
		賃貸 25万円	25万円	
準半壊 (損害割合10%台)		(市町独自)		
一部損壊 (損害割合10%未満)		(市町独自)		

国制度： 県単制度： 市町独自制度：

※ 1人世帯は、記載額の3/4を支給

※ 加算支援金は、自己負担がある場合に対象となります

※ 「半壊解体」は、「大規模半壊」「中規模半壊」及び「半壊」の住家を解体した場合に対象となります。

【申請期間】 ①基礎支援金 令和8年2月2日（月）まで

②加算支援金 令和9年2月1日（月）まで

【申請書類】

申請書類		全壊世帯	解体世帯		長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯	半壊世帯
			半壊解体世帯	敷地被害解体世帯				
基礎支援金 ※中規模半壊、半壊世帯の場合は、加算支援金	罹災証明書	○	○	○	※	○	○	○
	長期避難世帯証明書				○			
	住民票の写し	○	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 又は 滅失登記簿謄本		○	○	※			
	敷地被害証明書類			○	※			
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○※	○	○	○

※ 長期避難世帯の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできない。
長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、罹災証明書等の提出が必要。

【お問い合わせ・申請先】 被災された住家のある市町の窓口

※郵送、代理申請も可能です

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	生活支援課	076-220-2292	
七尾市	七尾市総合支援窓口 防災交通課	0570-200-491 0767-53-6880	市独自の支援金等を支給
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	市独自の支援金等を支給
輪島市	被災者生活再建支援課	0768-23-4871	
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	市独自の支援金等を支給
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156	市独自の支援金等を支給
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	市独自の支援金等を支給
白山市	危機管理課	076-274-9536	
能美市	福祉課	0761-58-2230	
野々市市	総務課 福祉総務課	076-227-6051 076-227-6061	
川北町	総務課	076-277-1111	
津幡町	総務課	076-288-2120	町独自の支援金等を支給
内灘町	総務課	076-286-6720	町独自の支援金等を支給
志賀町	環境安全課	0767-32-9321	
宝達志水町	健康福祉課 被災者支援総合窓口	0767-28-5506 0767-28-8112	町独自の支援金等を支給
中能登町	住民窓口課 総務課	0767-72-3132 0767-74-1234	町独自の支援金等を支給
穴水町	住民福祉課	0768-52-3621	町独自の支援金等を支給
能登町	住民課	0768-62-8510	